

# 第169回 定時株主総会 招集ご通知

**【ご来場の自粛のお願い】**  
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、  
本年は事前に議決権を行使いただき、可能  
なかぎりご来場を見合わせていただきます  
よう強くお願い申し上げます。

本年はご出席の株主さまへのお土産を取り  
止めさせていただきます。何卒ご理解賜り  
ますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）  
午後5時 到着分まで

証券コード：9537

北陸瓦斯株式会社

**開催日時** 2020年6月26日（金曜日）午前10時  
受付開始：午前9時

**開催場所** 新潟市中央区東大通一丁目2番23号  
北陸ビル 8階 当社会議室

**議 案**  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役10名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	1
事業報告	3
連結計算書類	19
計算書類	27
監査報告	35
株主総会参考書類	41

株主各位

証券コード 9537  
2020年6月10日

新潟市中央区東大通一丁目2番23号

北陸瓦斯株式会社

取締役社長 敦井 一友

## 第169回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第169回定時株主総会を後記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席数を減少させ間隔を空けるなど適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、事前に議決権を行使いただき、可能な限りご来場を見合わせていただきますよう強くお願い申しあげます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 議決権行使のご案内



株主総会への出席により  
議決権を行使される場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に  
ご提出くださいますようお願い申しあげます。



書面（郵送）により  
議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、  
**2020年6月25日（木曜日） 午後5時まで**  
に到着するようご返送ください。

## 記

<b>1 日 時</b>	2020年6月26日（金曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	新潟市中央区東大通一丁目2番23号 <b>北陸ビル 8階 当社会議室</b> (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第169期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第169期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

**【当社ウェブサイト】** <http://www.hokurikugas.co.jp/>

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、期中までは緩やかな回復基調で推移していたものの、昨年末頃より発生した新型コロナウイルス感染症の影響により短期間で大幅に下振れしました。今後も国内のみならず世界規模で甚大な影響が続くと見込まれており、十分に注視していく必要があります。

エネルギー業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うエネルギー需要の減少が大きなりリスク要因となっております。電力・ガス小売り全面自由化については、これまでのところ、当社グループ（当社および連結子会社）の都市ガス供給区域への新規参入の動きはないものの、他燃料との激しい競合や人口減少、省エネルギー化の進展など当社グループを取り巻く環境も大きく変化しつつあります。

こうした情勢下にあります、当社グループは総力をあげて都市ガスの普及拡大、保安の確保および将来に向けた事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

当期の売上高は、暖冬によるガス需要の減少や原料費調整に伴うガス料金単価の引き下げがありましたものの、大口需要家の稼働増加によるガス販売量の増加や空調物件の受注による機器の販売・施工の増加により、前期比0.5%増の515億54百万円となりました。

営業費用につきましては、見附市ガス事業譲受けの準備費用や経年ガス管取替工事に伴う費用等の増加があったものの、当期のLNG価格が下落傾向にあったこと、前期の柏崎市ガス事業譲受け当初に発生した費用が減少したこと、加えて経営全般にわたり経費の削減に努めたことから、前期比0.5%増の500億9百万円にとどまりました。

その結果、営業利益は前期比1.7%増の15億44百万円、営業外収益および営業外費用を加えた経常利益は前期比1.2%増の17億76百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比0.5%増の11億51百万円となりました。

事業別（セグメント別）の概況は次のとおりであります。

なお、事業別の売上高およびセグメント利益には、事業間の内部取引に係る金額を含んでおります。

## 【都市ガス】

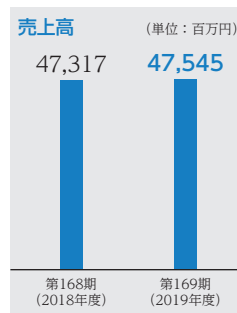
売上高  
**475億45百万円**  
 (前期比 0.5%増)

当期末のお客さま件数は、前期末に比べ0.2%増の441,589件となりました。

ガス販売量につきましては、暖冬による給湯・暖房用需要の減少があったものの、大口需要家の稼働増加により、前期比3.0%増の436,796千㎡となりました。

都市ガス事業（付随する受注工事および器具販売を含む）の売上高は、ガス販売量の増加に加え、空調機器の販売の増加もあり、前期比0.5%増の475億45百万円、セグメント利益は前期比5.4%増の10億95百万円となりました。

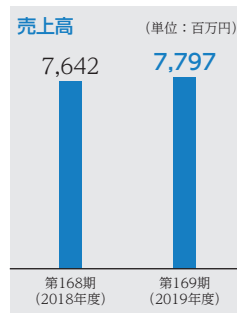
(注) ガス販売量は1㎡当たり45メガジュール換算で表示しております。



## 【その他】

売上高  
**77億97百万円**  
 (前期比 2.0%増)

その他の事業の売上高は前期比2.0%増の77億97百万円、セグメント利益は前期比2.2%減の4億78百万円となりました。



### (2) 設備投資等の状況

当期における設備投資総額は54億77百万円となりました。その主な内容は、経年ガス管取替に伴う導管設備の取得であります。

### (3) 資金調達の状況

特記すべき重要な事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

電力・ガスの小売り全面自由化により、エネルギー事業者間の競争は一層苛烈化しております。また、少子高齢化や人口減少、省エネルギーの進展によりエネルギー需要は長期的に減少傾向にあるなど、当社グループを取り巻く事業環境も大きく変化しつつあります。

このような状況のなか、当社グループは新潟県内の約44万件のお客さまへの都市ガス供給を事業の中心とし、今後も末永く選択され続ける企業グループであるために、地域社会に根ざしたエネルギー事業者としてその役割を果たしてまいります。

そのため、お客さまの身近な存在として、家庭用はもちろん業務用のお客さまとの良好な関係を維持していくとともに、環境負荷低減につながる都市ガスのメリットをPRしてまいります。

機器販売の面では、家庭用燃料電池「エネファーム」と「ガス温水暖房システム」の提案強化による都市ガスの普及拡大に加え、「リフォーム事業」にも積極的に取り組んでまいりました。

今後の市況環境を踏まえると、地域の人口が減少傾向のなか、お客さま件数の伸び悩みが見込まれますが、既存住宅へのガス販売量を増加させるべく、家庭用ガス普及戦略を策定し「エネファーム」等の販売に注力いたします。また、「ガス温水暖房システム」のさらなるPR、およびヒートショック対策に有効で、衛生面にも有益で快適な「浴室暖房乾燥機」や家事の時短化につながる「衣類乾燥機」等の販売強化にも引き続き取り組んでまいります。

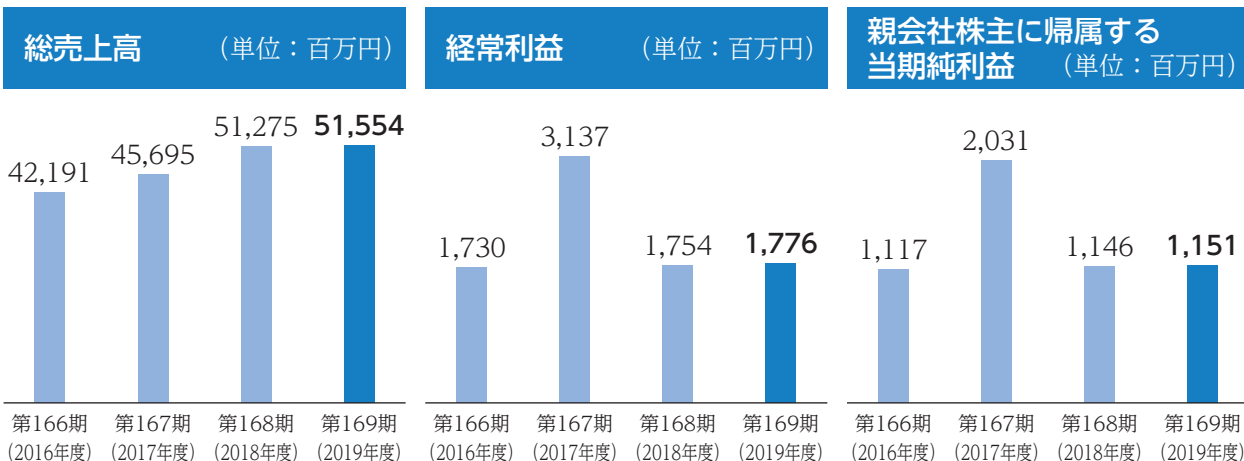
保安強化の面では、お客さまに安心してガスをご使用いただくため、すべてのバーナーに安全センサーが搭載された「Siセンサーコンロ」など安全型ガス機器の普及促進や「都市ガス警報器」、「住宅用火災警報器」のPR強化を図るとともに、白ガス管などの経年ガス管取替を継続的かつ積極的に推進してまいります。災害対策としては、ポリエチレン管の敷設をはじめとする供給設備の耐震化および遠隔監視操作システムの機能強化などを図るとともに、日々巧妙化・高度化するサイバー攻撃に対応するよう各種セキュリティ対策や部門横断的な対応訓練を実施してまいります。

業務全般の合理化・効率化に資する取り組みとしてはRPA（Robotic Process Automation）をはじめとするICT（情報通信技術）の積極的な活用により労働生産性の向上にも取り組んでまいります。

加えて、当社グループとして持続的な成長を遂げるため、事業環境の変化に即応しつつ、中長期的な課題に対してグループ一丸となって引き続き取り組むとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、ガス事業を通じたエネルギー分野での貢献を目指し取り組んでまいります。また、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、継続的に企業価値を高めていくこと並びに経営の健全性を維持向上させるためコンプライアンスの徹底を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移



区分	第166期 (2016年度)	第167期 (2017年度)	第168期 (2018年度)	第169期 (2019年度)
総売上高 (百万円)	42,191	45,695	51,275	51,554
経常利益 (百万円)	1,730	3,137	1,754	1,776
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,117	2,031	1,146	1,151
1株当たり当期純利益	233円18銭	423円74銭	239円15銭	240円27銭
総資産 (百万円)	57,760	58,002	60,863	60,281
純資産 (百万円)	45,399	47,365	47,889	48,320

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2016年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たりの当期純利益は第166期の期首において株式併合が行われたと仮定して算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第168期の期首から適用しており、第167期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

## (6) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
都市ガス	都市ガスの製造・供給および販売、ガス受注工事の施工、ガス機器の販売
その他	LPGの販売、ガス設備の保全・設計・施工事業、住宅設備機器の販売・施工事業、土木・管工事事業、太陽光発電事業等

## (7) 主要な営業所および工場

### ① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	新潟市中央区東大通一丁目2番23号
支 社	新潟支社（新潟市中央区）、長岡支社（長岡市）、柏崎支社（柏崎市）
工 場 等	東港工場（聖籠町）、西長岡供給所（長岡市）、藤井供給所（柏崎市）

### ② 子 会 社

会 社 名	所 在 地
北陸天然瓦斯興業株式会社	新潟市東区
北陸ガスエンジニアリング株式会社	新潟市中央区
北陸ガスリビングサービス株式会社	新潟市中央区
蒲原瓦斯株式会社	新潟市西蒲区
北栄建設株式会社	新潟市中央区



## (8) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
北陸天然瓦斯興業株式会社	70,000	100.00	L P ガスの販売
北陸ガスエンジニアリング株式会社	50,000	100.00	ガス設備の保全、設計施工
北陸ガスリビングサービス株式会社	50,000	100.00	住宅設備機器の販売、施工
蒲原瓦斯株式会社	180,000	41.82 ( 0.98) [21.70]	都市ガスの供給、販売 ガス受注工事の施工 ガス機器の販売
北栄建設株式会社	150,000	48.40 ( 4.30) [29.43]	土木・管工事業

(注) 1. 出資比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 出資比率の ( ) 内は、間接所有の出資比率で内数となっております。

3. 出資比率の [ ] 内は、緊密な者または同意している者の出資比率で外数となっております。

## (9) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社第四銀行	333
株式会社北越銀行	269
株式会社日本政策投資銀行	223
みずほ信託銀行株式会社	100
株式会社みずほ銀行	100
株式会社大光銀行	33

(注) 借入金残高は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
609名	+7名

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株  
 (2) 発行済株式の総数 4,793,919株 (自己株式6,081株を除く)  
 (3) 株主数 2,294名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
敦井産業株式会社	530	11.07
公益財団法人北陸瓦斯奨学会	413	8.63
新潟ヒューム管株式会社	261	5.46
公益財団法人敦井奨学会	237	4.96
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	149	3.12
株式会社第四銀行	137	2.86
公益財団法人敦井コレクション	134	2.80
三条信用金庫	118	2.46
株式会社パロマ	104	2.18
光通信株式会社	101	2.11

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式 (6,081株) を控除して計算しております。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	敦 井 榮 一	敦井産業株式会社 代表取締役会長 蒲原瓦斯株式会社 代表取締役会長 株式会社第四銀行 取締役（監査等委員） 公益財団法人北陸瓦斯奨学会 理事長 公益財団法人敦井奨学会 理事長
取締役社長 (代表取締役)	敦 井 一 友	敦井産業株式会社 代表取締役社長 セコム上信越株式会社 取締役
常務取締役 (代表取締役)	今 井 康 晴	企画部・ICT推進部・総務部・経理部・営業部担当
常務取締役	津 野 徹	供給部担当 北陸天然瓦斯興業株式会社 代表取締役社長
取 締 役	高 橋 嘉津夫	営業部長
取 締 役	森 裕 之	経理部長
取 締 役	清 水 崇 之	総務部長
取 締 役	小 林 宏 一	小林石油株式会社 代表取締役社長 株式会社いしがたエネルギー 代表取締役
取 締 役	並 木 富士雄	株式会社第四銀行 代表取締役頭取 株式会社第四北越フィナンシャルグループ 代表取締役社長 株式会社新潟放送 取締役 一般社団法人新潟県経営者協会 会長
取 締 役	鶴 巻 克 恕	鶴巻克恕法律事務所 弁護士
常勤監査役	篠 原 昭 博	
監 査 役	西 潟 精 一	三条信用金庫 理事長
監 査 役	能 勢 正 敏	

- (注) 1. 取締役 小林宏一氏、並木富士雄氏および鶴巻克恕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 西潟精一氏および能勢正敏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 篠原昭博氏は、当社の経理部門および監査室において豊富な業務経験を有するとともに、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 小林宏一氏、鶴巻克恕氏および監査役 西潟精一氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
5. 常務取締役 平松健二氏および取締役 渡邊義彦氏は2019年6月27日開催の第168回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 小林宏一、並木富士雄、鶴巻克恕の3氏および監査役 西潟精一、能勢正敏の両氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

### 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	12名	171,860千円（うち社外3名 9,240千円）
監査役	3名	22,480千円（うち社外2名 6,160千円）

- (注) 1. 報酬等の額には、2019年6月27日開催の第168回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名への報酬等を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与として費用計上した13,680千円（取締役11,540千円、監査役2,140千円）を含めております。
4. 2015年6月26日開催の第164回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、月額20,000千円以内（うち社外取締役分月額2,000千円以内）、賞与額は年額15,000千円以内（うち社外取締役分年額1,500千円以内）と決議いただいております。
5. 2015年6月26日開催の第164回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、月額4,000千円以内、賞与額は年額4,000千円以内と決議いただいております。
6. 当社は2015年6月26日開催の第164回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。これに基づき、上記の報酬等の額のほか、当事業年度に退任した取締役1名に対し14,040千円の役員退職慰労金を支給しております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 取締役 小林 宏一

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社は、小林石油株式会社および株式会社にいがたエネルギーにエコ・ステーションの運営委託等を行っております。

#### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、エネルギー産業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

## ② 取締役 並木 富士雄

### ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社は、株式会社第四銀行より資金の借入等を行っております。なお、当社と株式会社第四北越フィナンシャルグループ、株式会社新潟放送および一般社団法人新潟県経営者協会において重要な取引関係はありません。

### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回出席し、金融業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

## ③ 取締役 鶴巻 克恕

### ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と鶴巻克恕法律事務所において重要な取引関係はありません。

### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

## ④ 監査役 西潟 精一

### ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と三条信用金庫において重要な取引関係はありません。

### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回すべてに出席し、金融業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識から監査結果の意見交換および監査に関する重要事項の審議等を行っております。

## ⑤ 監査役 能勢 正敏

### ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席しております。また、当事業年度に開催された監査役会7回すべてに出席し、会社経営に携わった豊富な経験を基に監査結果の意見交換および監査に関する重要事項の審議等を行っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

29,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,000千円

### (3) 非監査業務の内容

当社および当社子会社 蒲原瓦斯株式会社は、会計監査人に対してガス事業託送供給収支計算規則に基づく証明書発行業務を委託し、その対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると、監査役が認めた場合、監査役会は全員一致の決議により当該会計監査人を解任するものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。



## 6 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### 内部統制システム基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づく当社の業務の適正並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりとする。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

定期的開催される社長他業務担当取締役出席の議論の場（以下「常務会等」という）でコンプライアンス事案を含む重要案件を審議し、その場で常勤監査役の意見を求め、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人等から意見を求める。また、公益通報規程を制定するとともにそれに基づき内部通報窓口を設置する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則、稟議規程等個別規程類の定めにより、情報文書の保存管理を行い、引き続きその充実を図る。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

災害・事故等当社の主要リスクについては、担当部署において規程・要領等による管理や必要に応じた研修・訓練を実施する。リスク発生時には担当部署での一次対応に加え、常務会等の場において適切な対応を行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画に基づく各部門の活動方針や業務目標の設定、定期的進捗管理・業績報告により、全社一体的な執行体制の継続を図る。

#### 5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社取締役と子会社取締役とが定期的に情報交換を行うとともに、監査室による子会社への内部監査を通じて、子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を図る。また、グループ全体の内部通報窓口を当社に設置、運用する。子会社において重大なリスクが発生した場合に、当社は報告を受け、連携して対応にあたる。
  - ② 当社は子会社取締役より、業務執行状況その他の重要な情報について報告を受ける。
  - ③ 子会社の事業運営については自主性を尊重しつつ、事業運営にとって重要な事項については当社と協議することにより、連携を図る。
- #### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役から補助使用人設置の要請があった場合、監査役の指示に従い適切に対応する。

## 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役へは常務会等の場で重要な決議事項や経営状況の報告を行うとともに、業務執行取締役が決裁する重要な稟議書を回付する。また、監査室による内部監査結果についても監査役へ報告する。
- ② 子会社取締役は監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、適切な報告を行う。内部通報制度により子会社から通報があった場合、当社は通報の状況を監査役に報告する。
- ③ 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査については、十分な協力を行うとともに監査室等と緊密な連携を図る。監査役の職務を執行するうえで必要な費用について適切に対応する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 定期的開催される常務会等の場で、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の審議・報告を行っております。その際には常勤監査役等に意見を求めることで、取締役の職務の適正性の確保を図っております。また、部門目標の設定や進捗管理、業績についても定期的に審議・報告を行っており、情報の共有により全社一体的な執行体制の継続を図っております。
- ② 災害・事故等、主要なリスクについては、それを未然に回避し、またその影響が最小限となるよう、各業務担当取締役がリスクの把握・評価を行い、担当部署において規程・要領等による管理や必要に応じた研修・訓練を定期的実施しております。さらに、リスク顕在化時には担当部署による一次対応に加え、常務会等の場において迅速に適切な対策を講じております。
- ③ 当社取締役と子会社の経営責任者をメンバーとする会議を定期的開催し、子会社の業務執行や事業運営に関する重要な情報について報告を受け、必要に応じて協議を行うことで、子会社との情報交換及び意思疎通を図っており、当社に子会社の情報が確実に報告される体制を確保しております。
- ④ 常勤監査役及び監査室をグループ全体の内部通報窓口とし、通報の方法、調査の体制、不正があった場合は是正措置等、所要の手続・体制を当社及び子会社において周知しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ⑤ 監査室は内部監査を実施し、当社及び子会社における法令等の遵守状況、職務の遂行に係る適法性・妥当性等の確認を行っております。内部監査の結果は社長及び常勤監査役に報告し、必要に応じて当該部門の責任者に対し、改善に向けた意見・指摘を行い、フォロー監査を実施して改善措置の実施状況を検証しております。

- ⑥ 常勤監査役は常務会等の重要な会議に出席し、決議事項や経営状況の報告を受け、その知識・経験を活かし適切な意見を述べるとともに、会計監査人及び監査室と定期的に情報交換を行い、当社の監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことで、当社及び子会社における職務の執行に関する適法性の確認を行っております。

### (3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は法令を遵守した企業活動を行い、反社会的勢力との取引関係を遮断することを基本方針とする。具体的には顧問弁護士や警察、新潟県暴力追放運動推進センター等の外部機関と連携して、反社会的勢力を排除するとともに、更なる社内体制の整備に努めるものとする。

### (4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期
<b>資産の部</b>	
<b>固定資産</b>	<b>49,090,418</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>41,076,988</b>
製造設備	4,231,153
供給設備	33,774,843
業務設備	1,894,755
その他の設備	902,484
建設仮勘定	273,750
<b>無形固定資産</b>	<b>2,805,687</b>
のれん	1,827,872
その他無形固定資産	977,814
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,207,742</b>
投資有価証券	1,804,274
繰延税金資産	748,908
その他投資	2,661,682
貸倒引当金	△7,123
<b>流動資産</b>	<b>11,190,676</b>
現金及び預金	6,270,185
受取手形及び売掛金	3,934,461
有価証券	140,177
その他流動資産	853,385
貸倒引当金	△7,534
<b>資産合計</b>	<b>60,281,095</b>

科目	当期
<b>負債の部</b>	
<b>固定負債</b>	<b>2,783,528</b>
長期借入金	153,880
役員退職慰労引当金	149,000
ガスホルダー修繕引当金	1,064,052
器具保証引当金	246,109
退職給付に係る負債	687,128
その他固定負債	483,358
<b>流動負債</b>	<b>9,177,454</b>
1年以内に期限到来の固定負債	924,819
支払手形及び買掛金	2,878,032
未払法人税等	511,353
その他流動負債	4,863,249
<b>負債合計</b>	<b>11,960,983</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>45,146,513</b>
資本金	2,400,000
資本剰余金	21,043
利益剰余金	42,743,822
自己株式	△18,352
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>83,980</b>
その他有価証券評価差額金	634,064
退職給付に係る調整累計額	△550,083
<b>非支配株主持分</b>	<b>3,089,617</b>
<b>純資産合計</b>	<b>48,320,111</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>60,281,095</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

費用		収益	
売上原価	30,304,502	売上高	51,554,254
(売上総利益)	(21,249,751)		
供給販売費及び一般管理費	19,705,307		
供給販売費	17,184,856		
一般管理費	2,520,450		
(営業利益)	(1,544,444)		
営業外費用	9,506	営業外収益	241,405
支払利息	4,667	受取利息	3,356
投資有価証券評価損	4,073	受取配当金	66,872
その他	765	受取賃貸料	78,807
		その他	92,368
経常利益	1,776,343		
税金等調整前当期純利益	1,776,343		
法人税、住民税及び事業税	582,566		
法人税等調整額	△8,369		
当期純利益	1,202,146		
非支配株主に帰属する当期純利益	50,303		
親会社株主に帰属する当期純利益	1,151,843		
合計	51,795,659	合計	51,795,659

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,400,000	21,043	41,975,499	△18,122	44,378,420
当期変動額					
剰余金の配当			△383,519		△383,519
親会社株主に帰属する当期純利益			1,151,843		1,151,843
自己株式の取得				△230	△230
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	768,323	△230	768,093
当期末残高	2,400,000	21,043	42,743,822	△18,352	45,146,513

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	844,904	△390,244	454,660	3,056,293	47,889,373
当期変動額					
剰余金の配当					△383,519
親会社株主に帰属する当期純利益					1,151,843
自己株式の取得					△230
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△210,840	△159,839	△370,679	33,323	△337,355
当期変動額合計	△210,840	△159,839	△370,679	33,323	430,737
当期末残高	634,064	△550,083	83,980	3,089,617	48,320,111

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数は5社であり、名称は次のとおりであります。  
北陸天然瓦斯興業(株)、北陸ガスエンジニアリング(株)、北陸ガスリビングサービス(株)、蒲原瓦斯(株)、北栄建設(株)
- ② 非連結子会社の名称は次のとおりであります。  
北陸土地開発(株)、北陸リース(株)、(株)ガスサービス  
非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社3社（北陸土地開発(株)、北陸リース(株)、(株)ガスサービス）及び関連会社5社（うち主要なものは北陸不動産(株)）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 会計方針に関する事項

#### (イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券  
満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。
- ② たな卸資産  
製品、原料、貯蔵品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、未成工事支出金については個別法による原価法によっております。

#### (ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産  
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (ハ) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ③ ガスホルダー修繕引当金  
球形ホルダーの定期開放検査費用の支出に備えるため、必要費用を期間均等配分方式で計上しております。

- ④ 器具保証引当金  
販売器具の保証期間内のサービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

**(二) 重要な収益及び費用の計上基準**

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

**(ホ) のれんの償却方法及び償却期間**

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。

**(ヘ) その他連結計算書類作成のための重要な事項**

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務費用は、5年による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度における発生額について5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に關する注記

**(連結損益計算書)**

- (1) 前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、営業外費用の総額の10分の1を超えたため、当連結会計年度においては区分掲記しております。なお、前連結会計年度における「その他」に含まれる当該金額は275千円であります。
- (2) 前連結会計年度において区分掲記しておりました「導管修理補償料」は、営業外収益の総額の10分の1以下となったため、当連結会計年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度における「その他」に含まれる当該金額は24,134千円であります。

## 3. 連結貸借対照表に關する注記

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 139,986,830千円 |
| (2) 保証債務           |               |
| 関東信越ガス事業協同組合       | 65,760千円      |



#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,800千株

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### (イ) 配当金支払額

2019年6月27日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	383,519千円
1株当たり配当額	80.0円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

###### (ロ) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年6月26日開催の定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	383,513千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	80.0円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月29日

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### (イ) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

###### (ロ) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり返済期日は最長で決算日後7年であり、すべて固定金利であります。

###### (ハ) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利での借入れを行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

###### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,270,185	6,270,185	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,934,461	3,934,461	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	1,661,070	1,662,957	1,887
(4) その他投資	2,661,682	2,660,969	△712
資産計	14,527,399	14,528,573	1,174
(1) 支払手形及び買掛金	2,878,032	2,878,032	－
(2) 未払法人税等	511,353	511,353	－
(3) 長期借入金及び1年以内に期限到来の固定負債	1,078,699	1,078,373	△325
負債計	4,468,085	4,467,759	△325

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) その他投資

その他投資のうち、満期までの期間が決算日の翌日から起算して1年を超える預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

### 負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金及び1年以内に期限到来の固定負債

この時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額283,382千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	9,434円97銭
(2) 1株当たり当期純利益	240円27銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

### (企業結合等関係)

当社は、2019年6月26日に成立した見附市ガス事業譲渡に関する契約に基づき、2020年4月1日に見附市が運営するガス事業を譲受け、事業を開始しました。

ガス事業譲受けの要旨は次のとおりであります。

- (1) 譲受けの目的  
譲受けにより北陸ガスグループの企業価値及び株主価値を高め、天然ガスのさらなる普及・拡大に資すると判断し、見附市の都市ガス事業を譲受けたものであります。
- (2) 譲受けの相手方の名称  
見附市
- (3) 譲受けた事業の内容  
都市ガスの供給及び販売
- (4) 譲受け価格  
3,800百万円（消費税抜き、流動資産を除く）
- (5) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間  
現時点では資産の特定や時価の算定、取得原価の配分が完了していないため、確定しておりません。
- (6) 譲受ける資産の額  
現時点では資産の特定および時価の算定が完了していないため、確定しておりません。
- (7) 譲受けの時期  
2020年4月1日

## 8. その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期
<b>資産の部</b>	
<b>固定資産</b>	<b>42,010,723</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>36,867,169</b>
製造設備	4,231,682
供給設備	31,103,138
業務設備	1,273,693
附帯事業設備	4,282
建設仮勘定	254,373
<b>無形固定資産</b>	<b>2,763,595</b>
借地権	1,017
鉱業権	500
のれん	1,827,872
その他無形固定資産	934,205
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,379,958</b>
投資有価証券	1,585,404
関係会社投資	312,123
出資金	15
長期前払費用	196,515
前払年金費用	151,631
繰延税金資産	87,689
その他投資	53,703
貸倒引当金	△7,123
<b>流動資産</b>	<b>5,863,482</b>
現金及び預金	2,168,163
受取手形	183,895
売掛金	2,786,546
関係会社売掛金	7,635
未収入金	218,212
製品	65,842
原料	12,814
貯蔵品	327,886
前払費用	295
関係会社短期債権	33,904
その他流動資産	64,555
貸倒引当金	△6,269
<b>資産合計</b>	<b>47,874,206</b>

科目	当期
<b>負債の部</b>	
<b>固定負債</b>	<b>1,558,382</b>
ガスホルダー修繕引当金	918,783
器具保証引当金	249,322
その他固定負債	390,277
<b>流動負債</b>	<b>8,118,774</b>
1年以内に期限到来の固定負債	832,008
買掛金	2,282,651
未払金	1,406,224
未払費用	1,293,326
未払法人税等	392,542
前受金	825,585
預り金	32,676
関係会社短期債務	1,053,760
<b>負債合計</b>	<b>9,677,157</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>37,565,444</b>
<b>資本金</b>	<b>2,400,000</b>
資本金	2,400,000
<b>資本剰余金</b>	<b>21,043</b>
資本準備金	21,043
<b>利益剰余金</b>	<b>35,162,752</b>
利益準備金	600,000
その他利益剰余金	34,562,752
固定資産圧縮積立金	78,245
別途積立金	26,100,000
繰越利益剰余金	8,384,507
<b>自己株式</b>	<b>△18,352</b>
自己株式	△18,352
<b>評価・換算差額等</b>	<b>631,605</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>631,605</b>
その他有価証券評価差額金	631,605
<b>純資産合計</b>	<b>38,197,049</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>47,874,206</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

費用		収益	
売上原価	20,451,940	ガス事業売上高	38,429,207
期首たな卸高	76,257	ガス売上	38,429,207
当期製品製造原価	9,866,740		
当期製品仕入高	10,634,722		
当期製品自家使用高	59,938		
期末たな卸高	65,842		
<b>(売上総利益)</b>	<b>(17,977,267)</b>		
供給販売費	15,109,223		
一般管理費	1,821,603		
<b>(事業利益)</b>	<b>(1,046,440)</b>		
営業雑費用	4,898,684	営業雑収益	4,879,158
受注工事費用	1,390,022	受注工事収益	1,392,775
その他営業雑費用	3,508,662	その他営業雑収益	3,486,382
附帯事業費用	8,581	附帯事業収益	71,895
<b>(営業利益)</b>	<b>(1,090,228)</b>		
営業外費用	6,174	営業外収益	255,773
支払利息	3,893	受取利息	18
投資有価証券評価損	2,213	受取配当金	79,288
雑支出	68	受取賃貸料	94,272
		雑収入	82,193
<b>経常利益</b>	<b>1,339,827</b>		
<b>税引前当期純利益</b>	<b>1,339,827</b>		
法人税等	422,000		
法人税等調整額	△18,462		
<b>当期純利益</b>	<b>936,289</b>		
<b>合計</b>	<b>43,636,035</b>	<b>合計</b>	<b>43,636,035</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益金
当期首残高	2,400,000	21,043	600,000	83,656	26,100,000	7,826,326
当期変動額						
剰余金の配当						△383,519
固定資産圧縮積立金の取崩				△5,411		5,411
当期純利益						936,289
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	△5,411	—	558,181
当期末残高	2,400,000	21,043	600,000	78,245	26,100,000	8,384,507

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	利益剰余金合計				
当期首残高	34,609,982	△18,122	37,012,904	836,687	37,849,591
当期変動額					
剰余金の配当	△383,519		△383,519		△383,519
固定資産圧縮積立金の取崩	—		—		—
当期純利益	936,289		936,289		936,289
自己株式の取得		△230	△230		△230
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				△205,082	△205,082
当期変動額合計	552,770	△230	552,540	△205,082	347,457
当期末残高	35,162,752	△18,352	37,565,444	631,605	38,197,049

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### (イ) 有価証券

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

#### (ロ) たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### (イ) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

#### (ロ) 無形固定資産

定額法によっております。なお、のれんについては、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### (3) 引当金の計上基準

#### (イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (ロ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、5年による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各期における発生額について5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、「前払年金費用」として投資その他の資産に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### (ハ) ガスホルダー修繕引当金

球形ホルダーの定期開放検査費用の支出に備えるため、必要費用を期間均等配分方式で計上しております。

#### (ニ) 器具保証引当金

販売器具の保証期間内のサービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

#### (4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (損益計算書)

- (1) 前事業年度において、営業外費用の「雑支出」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、営業外費用の総額の10分の1を超えたため、当事業年度においては区分掲記しております。なお、前事業年度における「雑支出」に含まれる当該金額は275千円であります。
- (2) 前事業年度において区分掲記しておりました「導管修理補償料」は、営業外収益の総額の10分の1以下となったため、当事業年度においては営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「雑収入」に含まれる当該金額は21,277千円であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額及び無形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	127,201,129千円
----------------	---------------

無形固定資産の減価償却累計額	1,905,005千円
----------------	-------------

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	247,662千円
-----	-----------

仕入高	1,641,199千円
-----	-------------

営業取引以外の取引高	4,351,860千円
------------	-------------

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

期末日における自己株式数

普通株式	6,081株
------	--------



## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金否認	107,034千円
一括償却資産損金算入限度超過額	65,668
未払事業税否認	31,938
ガスホルダー修繕引当金繰入超過否認	256,891
器具保証引当金否認	69,710
未払賞与否認	108,917
未払固定資産税否認	29,553
固定資産減損損失否認	180,934
その他	83,803
繰延税金資産小計	934,451
評価性引当額	△197,001
繰延税金資産合計	737,450
繰延税金負債	
前払年金費用	△42,396千円
その他有価証券評価差額金	△240,834
固定資産圧縮積立金	△30,368
資産調整勘定	△336,162
繰延税金負債合計	△649,760

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	敦井産業㈱	(被所有) 直接 11.1 間接 5.4	役員 4名	資材等の購入先 及び本支管工事 等の発注先	資材等の購入 ※1	1,122,526	関係会社 短期債務	124,192
					本支管工事等 の発注 ※2	1,007,535	関係会社 短期債務	373,832

## (2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	敦井(株)	(被所有) 直接 1.6	役員 2名	各種保険契約先	各種保険契約 ※3	49,948	未払費用	4,530

- (注) 1. 上記 (1) ~ (2) の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 敦井産業(株)は当社役員敦井榮一氏、敦井一友氏及びその近親者が議決権の過半数を所有しているため、「役員及び個人主要株主等」にも該当しております。
3. 敦井(株)は当社役員敦井榮一氏、敦井一友氏及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。
4. 取引条件及び取引条件の決定方針
- ※1 資材等の購入については、市場の実勢価格をみて、交渉のうえ決定しております。
- ※2 本支管工事及び供内管工事の発注については、当社が定めた工事費支払基準に準拠して提示された見積をもとに、その他の工事については過去の発注条件等を勘案し、交渉により決定しております。
- ※3 一般取引価格を参考のうえ、決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	7,967円81銭
(2) 1株当たり当期純利益	195円31銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

### (企業結合等関係)

当社は、2019年6月26日に成立した見附市ガス事業譲渡に関する契約に基づき、2020年4月1日に見附市が運営するガス事業を譲受け、事業を開始しました。

ガス事業譲受けの要旨は次のとおりであります。

(1) 譲受けの目的

譲受けにより北陸ガスグループの企業価値及び株主価値を高め、天然ガスのさらなる普及・拡大に資すると判断し、見附市の都市ガス事業を譲受けたものであります。

(2) 譲受けの相手方の名称

見附市

(3) 譲受けた事業の内容

都市ガスの供給及び販売

(4) 譲受け価格

3,800百万円（消費税抜き、流動資産を除く）

(5) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

現時点では資産の特定や時価の算定、取得原価の配分が完了していないため、確定しておりません。

(6) 譲受ける資産の額

現時点では資産の特定及び時価の算定が完了していないため、確定しておりません。

(7) 譲受けの時期

2020年4月1日

## 10. その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

北陸瓦斯株式会社

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 塚田 一誠 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大島 伸一 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸瓦斯株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

北陸瓦斯株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
新潟事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 塚田 一 誠 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大島 伸 一 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸瓦斯株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第169期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続きの選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第169期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集等に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

北陸瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役	篠原昭博	㊞
社外監査役	西潟精一	㊞
社外監査役	能勢正敏	㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

### 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、財政状態、業績を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭といたします。
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 <b>80円</b> 総額 <b>383,513,520円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日

## 第2号議案

## 取締役10名選任の件

現在の取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	つるい えいいち 敦井 榮一 (1942年12月22日生)	1983年6月 当社取締役 1988年6月 当社代表取締役副社長 1994年6月 当社代表取締役社長 2017年4月 当社代表取締役会長 現在に至る  <重要な兼職の状況> 敦井産業株式会社代表取締役会長 蒲原瓦斯株式会社代表取締役会長 株式会社第四銀行取締役(監査等委員) 公益財団法人北陸瓦斯奨学会理事長 公益財団法人敦井奨学会理事長	52,400株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 1983年6月から当社取締役、1994年6月から当社代表取締役社長、また2017年4月から当社代表取締役会長として経営を担っており、その豊富な経験や知見を取締役会において活かすことにより、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 株式の数
2	つるい かずとも <b>敦井 一 友</b> (1971年10月27日生)	2006年6月 当社取締役 2012年6月 当社代表取締役副社長 2017年4月 当社代表取締役社長 現在に至る <重要な兼職の状況> 敦井産業株式会社代表取締役社長 セコム上信越株式会社取締役	84,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 2006年6月から当社取締役、2012年6月から当社代表取締役副社長、また2017年4月から当社代表取締役社長として経営を担っており、その豊富な経験や知見を取締役会において活かすことにより、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。			
3	つの とおる <b>津野 徹</b> (1959年1月15日生)	1981年3月 当社入社 2012年6月 当社取締役 2019年6月 当社常務取締役 供給部担当 現在に至る <重要な兼職の状況> 北陸天然瓦斯興業株式会社代表取締役社長	700株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社の供給部門等において豊富な業務経験を有し、2012年6月から当社取締役として、2019年6月から常務取締役として経営を担っており、その豊富な経験や知見を取締役会において活かすことにより、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 株式の数
4	たか 橋 嘉津夫 (1960年4月19日生)	1983年3月 当社入社 2015年6月 当社取締役総務部長 2019年6月 当社取締役営業部長 現在に至る	400株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社の企画部門、営業部門等において豊富な業務経験を有し、2015年6月から当社取締役を務めており、その豊富な経験や知見を取締役会において活かすことにより、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		
5	しみず たか 之 (1966年2月21日生)	1988年3月 当社入社 2019年6月 当社取締役総務部長 現在に至る	1,200株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社の人事部門等において豊富な業務経験を有し、2019年6月から当社取締役を務めており、その豊富な経験や知見を取締役会において活かすことにより、引き続き取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		
6	こ ばやし こう いち (1943年7月12日生)	1991年5月 小林石油株式会社代表取締役社長 現在に至る 1996年6月 当社社外取締役 現在に至る 2018年4月 株式会社いがたエネルギー代表取締役 現在に至る ＜重要な兼職の状況＞ 小林石油株式会社代表取締役社長 株式会社いがたエネルギー代表取締役	3,000株
	<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> エネルギー産業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識による監督機能の強化の観点から当社経営全般に対し適切な助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 株式の数
7	なみ き ふじ お <b>並木 富士雄</b> (1951年6月20日生)	2011年6月 株式会社第四銀行代表取締役専務取締役 2012年6月 同銀行代表取締役頭取 現在に至る 2012年6月 当社社外取締役 現在に至る <重要な兼職の状況> 株式会社第四銀行代表取締役頭取 株式会社第四北越フィナンシャルグループ代表取締役社長 株式会社新潟放送取締役 一般社団法人新潟県経営者協会会長	0株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 金融業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識による監督機能の強化の観点から当社経営全般に対し適切な助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
8	つる まき かつ ひろ <b>鶴巻 克 恕</b> (1944年8月26日生)	1974年5月 弁護士登録 現在に至る 2007年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役 現在に至る <重要な兼職の状況> 鶴巻克恕法律事務所弁護士	0株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 弁護士としての専門的見地に加え、当社の社外監査役として職務を適切に遂行していただいた豊富な経験と高い見識による監督機能の強化の観点から当社経営全般に対し適切な助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 株式の数
9	※ こまたゆうすけ 古 俣 祐 輔 (1966年2月4日生)	1988年3月 当社入社 2019年6月 当社供給部長 現在に至る	300株
	【取締役候補者とした理由】 当社の供給部門等において豊富な業務経験を有し、その豊富な経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		
10	※ こいで きよし 小 出 清 (1966年8月14日生)	1990年3月 当社入社 2018年6月 当社社長岡支社長 現在に至る	300株
	【取締役候補者とした理由】 当社の企画部門等において豊富な業務経験を有し、その豊富な経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. ※は新任取締役候補者を示します。

2. 当社は、取締役候補者 敦井榮一、敦井一友、津野徹、小林宏一および並木富士雄の各氏が代表となっている各社と取引関係があります。なお、その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 小林宏一、並木富士雄および鶴巻克恕の3氏は社外取締役候補者であります。また、小林宏一および鶴巻克恕の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 小林宏一氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって24年、並木富士雄氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年、鶴巻克恕氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となり、社外監査役を含めた通算の在任期間は13年となります。
5. 当社は、取締役候補者 小林宏一、並木富士雄および鶴巻克恕の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、3氏の再任が承認された場合には、当社は3氏との間で当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案

## 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 篠原昭博氏の任期が満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものがあります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略重	歴要、 な	地兼 職	おの よ状 び況	所有する当社の株式の数
※ もり 森 ひろ 裕 ゆき 之 (1961年8月1日生)	1984年3月 2017年6月	当社入社 当社取締役経理部長 現在に至る			1,100株
<b>【監査役候補者とした理由】</b> 当社の経理部門において豊富な業務経験を有するとともに、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その経験や知見を当社の経営に対する監査・監督に活かすことが期待できることから、監査役として選任をお願いするものであります。					

- (注) 1. ※は新任監査役候補者を示します。  
2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



## 第4号議案

## 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役 八木良三氏の選任の有効期間が満了しますので、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	要な兼職 おのよび 状況	所有する当社の株式の数
八木良三 (1943年11月13日生)	1971年2月 税理士登録 2016年6月 現在に至る 当社補欠監査役 現在に至る	<重要な兼職の状況> 税理士法人八木税務経理事務所代表社員	0株

## 【補欠の社外監査役候補者とした理由】

税理士としての専門的見地と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 当社は八木良三氏が代表社員を務める税理士法人八木税務経理事務所との間に顧問税理士契約を締結しております。
2. 八木良三氏は補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
3. 八木良三氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。

以上





## 定時株主総会会場ご案内図

会場

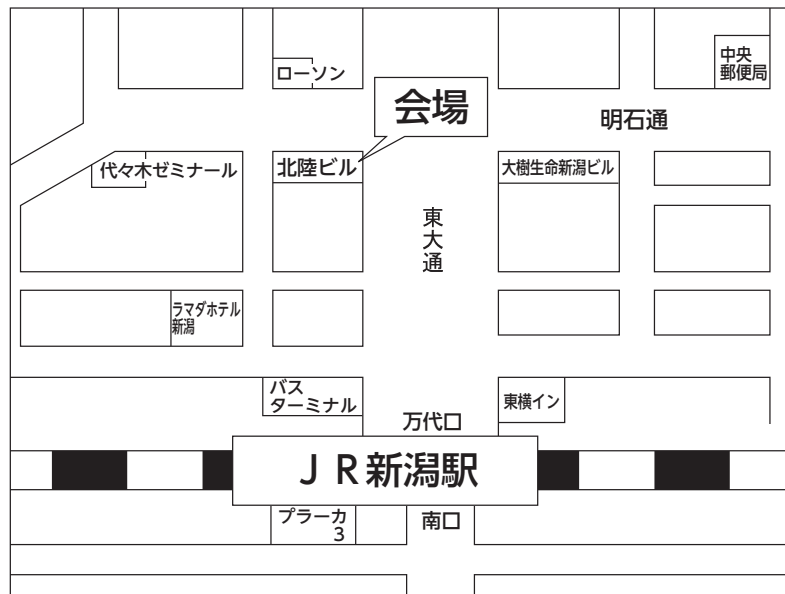
北陸ビル 8階 当会議室

新潟市中央区東大通一丁目2番23号

TEL (025) 245-2211

交通

J R | 新潟駅万代口より徒歩3分



**【ご来場の自粛のお願い】**  
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年は事前に議決権を行使いただき、可能なかぎりご来場を見合わせていただきますよう強くお願い申し上げます。

本年はご出席の株主さまへのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。